

第10回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成27年12月14日（月）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第一常任委員会会議室

1. 開 会

○千葉委員長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより第10回目の子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局から何かございましたらお願いしたいと思います。

2. 事務局報告

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課の渡辺でございます。

まず、本日、清水委員と西井委員が欠席、A委員から遅れてくるとの連絡がございました。

続いて、資料の確認ですけれども、本日の資料の中に手違いがありまして、製本せずにお送りしてしまったものがございます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、事前にお送りした資料は、資料1-1と1-2、資料2-1と三つ折りの資料2-2、資料3-1、3-2、3-3となっております。資料がお手元にない方はお知らせ願います。また、議題（2）の参考資料として、委員ご就任時にお渡ししたものでございますが、各種パンフレット9種類などを机の上に置かせていただいております。

以上でございます。

○千葉委員長 ありがとうございます。

3. 議 事

○千葉委員長 それでは、早速、委員会を進めていきたいと思っております。

本日の議題は、ご案内にありますように3点です。

すなわち、1が本市中期実施計画（案）における子どもの権利に関する事業についてであります。2番目は、子どもの権利条例の広報の現状と今後のあり方についてであります。そして、3点目はその他であります。以上の3点が今日の議題となります。

なお、終了時刻は18時を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、1点目の本市中期実施計画（案）における子どもの権利に関する事業についてであります。これについては、札幌市における総合的な施策の中期実施計画を策定しているとのことで、実施計画における子どもの権利に関する施策や、第2次子どもの権利推進計画との関係等について、事務局から報告を受けたいと思っております。お願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それでは、お手元の資料1-1と資料1-2に基づき、ご説明させていただきます。

札幌市では、平成25年度にまちづくりの指針となるまちづくり戦略ビジョンを策定しており、子どもの権利委員会において審議いただき、本年3月に策定した子どもの権利条例に基づく第2次子どもの権利に関する推進計画もこの戦略ビジョンの個別計画として位置付けられているところでございます。

現在、札幌市では、戦略ビジョンを実現していくための中期実施計画として、資料1-2のとおり、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015の策定中であり、本日は、このアクションプランにおける子どもの権利に関連する事業と第2次子どもの権利推進計画との関係についてご説明いたします。

このアクションプランは、5月に就任した秋元新市長の公約事項を初めとして、今後5年間に札幌市が取り組むべき政策的な施策を網羅したものであり、戦略ビジョンの実現を目指すための総合的な計画であります。11月24日までパブリックコメントを実施し、現在はいただいた意見をもとに最終調整を行っているところでございます。正式なアクションプランは12月中の策定を目標としております。

なお、資料1-2はパブリックコメントで公表した計画案から関連が深いと思われる部分を抜粋したもので、45ページから63ページと、70ページ以降は省略させていただいております。

秋元市長は、就任時の施政方針において、「女性が輝き子どもたちが健やかに育つ街」等、四つの取り組みに挑戦すると表明しており、アクションプランでは、その挑戦を重点課題として位置付け、これを牽引する取り組みとして、子育て世代応援プロジェクト等、五つのリーディングプロジェクトを設定しております。

重点課題につきましては、アクションプランの6ページから11ページに掲載されておりますが、7ページから8ページにかけての重点課題の2、「女性が輝き子どもたちが健やかに育つ街」さっぽろをつくるがあり、特に、8ページのリーディングプロジェクト、未来を担う「さっぽろっ子」育成プロジェクトにおいて、学問、スポーツなど、あらゆる分野で子どもたちが自らの可能性に気付く機会や成長していくための場を増やすことが大切ですとあり、子どもの権利の考え方が重点的に取り上げられているものと考えております。

アクションプランにおいて、主な事業として掲げられている事業のうち、子どもの権利推進の観点から関連が高いと思われるものを資料1-1の2に幾つか例示をしております。一つ目の（仮称）子ども貧困対策計画策定は、第2次推進計画を策定する際に、今後、子どもの貧困について取り組んでいく必要があるとのご指摘をいただき、その本文中に子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現していくという観点から、子どもの貧困への対策について今後検討していきますと盛り込んだものを具体化できた事業の一つでございます。平成29年度の策定を目標に、市内の子どもの貧困の現状把握等を行いつつ、全庁を挙げての取り組みとしていきたいと考えているところでございます。

続いて、5番目の児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業も、子どもの貧困への対策に資するものと考えており、平成28年度のスタートを目指して準備を進めているところでございます。

続いて、2番目の子どもの学びの環境づくりにつきましては、従来から実施してきた事

業ではございますが、財源等の問題から第2次推進計画においては主な事業としては計上できず、フリースクール等の民間施設との情報交換や連携を引き続き進めることで、様々な子どもたちの居場所の確保に努めますとしておりましたが、アクションプランにおきましては、補助対象団体数を拡充する形で実現させているところでございます。

3番目の児童相談体制の強化につきましては、推進計画においても主な事業として計上していたところでありますが、アクションプランにおいて、より具体的に相談体制強化に向けた基本計画の策定に取り組むこととしております。主な事業に計上されていない事業につきましても、アクションプランの33ページのとおり、その他の事業という表現ではございますが、推進計画上で新規事業として計上した、上から6番目の子どもの体験活動の場支援事業など、アクションプランで具体化したものでございます。また、子どもの権利推進事業や、プレーパーク推進事業を初め、従来からの取り組みにつきましても引き続き進めていく予定でございます。

一方、最後の段の札幌緑小学校区多世代交流施設整備事業は、38ページに掲載され、地域の課題を地域の力で解決する街という政策目標に位置付けられております。今回の計画におきましては、児童会館機能に加え、多世代交流の機能を付加した施設として整備するものであることから、他の子ども関連の施策とは違う位置付けとなっております。アクションプランが総合計画であるため、このように子ども関連の施策も様々な視点から整理、計上されております。

最後に、推進計画との関係について説明させていただきます。

アクションプランに基づき、新たな取り組みにも着手いたしますので、第2次推進計画に掲載されていない取り組みもでございます。この点につきましては、両計画とも札幌市まちづくり戦略ビジョンに基づくものであり、子どもの権利の理念を踏まえた計画でございますので、アクションプランの確定後にその内容を精査し、先ほどご説明いたしました取り組みを初めとした子どもの権利に関連する事業につきましても、推進計画と同様に、その状況を子どもの権利委員会にご報告することで、子どもの権利の保障の状況について適切に検証いただく体制を整えたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○千葉委員長 説明をありがとうございました。

ただいまの報告によりますと、このアクションプランにも子どもの権利に関する施策が盛り込まれ、今後は権利委員会にも適宜報告があるということでもありますので、その状況はこの権利委員会として注視していく必要があると考えられます。

それでは、ただいまの報告をもとにしながら、第1点目の議題につきましても意見交換に移りたいと思いますので、質問も含めましてご意見がある方はどうぞお願いしたいと思います。自由に意見等を述べてみてください。

○B委員 意見ということでございますので、今、ご説明いただいたところにご質問したいと思います。

子どもの貧困対策計画策定と31ページに出ております。本会議でも、このことについては、子どもの権利を守るためには重要事項ということで再三議論になっておりましたので、取り上げていただいたことを大変うれしく思いますし、予算も1,400万円ということです。しかしながら、これは貧困対策の計画を策定するためにだけ1,400万円ということですね。実際の対策はその後ということになります。しかも、その策定だけで平成29年度の目標ということで、まだ非常に時間がかかります。時間もかかるし、実際に貧困層の子どもたちが小学生は中学生になってしまっているし、中学生は高校生になっているということで、もう少し時間を短縮できないかと思うのです。

まさに、今、あえいでいる子どもたちがたくさんいるということですから、こちら辺は悠長なことを考えないで、もう少し時間短縮と、実質的な支援を早くというところを意見として申し上げておきたいと思います。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今の件について、何かございますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 確かに、子どもの貧困対策計画の策定について1,400万円という予算がここで計上されております。計画ができ上がる年度も平成29年となっておりますが、何がしかの実態調査が必要であろうと考えております。その実態に基づいて目標値を設定した上で様々な施策を盛り込んでいくことから、どうしてもこれぐらいの時間がかかってしまうというところではありますが、先生がおっしゃるとおり、子ども貧困対策計画は待たなしの状況ということもございますので、この計画ができ上がるのを待つということではなく取り組んでいこうということで、このアクションプランの中でも、1-1を見ていただきますと、児童養護施設等入所児童への奨励給付金事業、スクールカウンセラー配置事業など、これは計画ができるのを待つのではなく、準備が整い次第、児童養護施設の給付事業は取り組んでいくことにしているところです。

○千葉委員長 今の話を聞いて、何か気になることはありますか。

○B委員 前倒しにして、早くできるものはできるだけ早くということをお願いします。

○事務局（岡部子ども育成部長） 子ども育成部長の岡部でございます。

子どもの貧困計画といいますか、貧困対策につきましては、市長からも、できることはすぐにでもやれと言われております。今やっているものを拡充するなり、アクションプランに位置付ける、位置付けないは関係なくこれはやれという全庁的な指示が出ておりますので、これについては、我々のみならず、いろいろな関係のところでも取り組むということでございます。

この計画について、まさしく来週にも全庁挙げて検討する組織をつくって、計画づくり、それをどういうふうに進捗管理していくのか。計画については今後ですけれども、事業についてはすぐにやるということで、児童養護施設の関係などは、予算要求段階ですが、平成28年度からこういう位置付けでやっていくというふうを考えているところです。

○千葉委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

○C委員 ただいま、貧困という立場からのお話だったのですが、私は、学校をあずかるという立場から、よりスピーディーな予算獲得と事業を展開していただきたいということで、スクールカウンセラー配置事業とか児童相談体制の強化という点で、例えば、児童相談体制の強化については検討しますというところで留まっております。

児相についても、子どもが虐待されているとか、子どもの家庭の状況が非常に心もとなく、児相と連携しなければならないという事案が非常に増えております。しかし、児相のほうのパイがどうしても限界があって、本当に頑張ってはくれているのだけれども、ネットワークよくというところまでいかないとか、子どもをそこに送り出せないという現状があります。現在、様々な取り組みをしてくださっていることはわかっておりますし、そのことで評価もするのですが、なお一層、こういう場の皆様からの声として、市のほうの施策の中に強く上げていただきたいと思えます。やはり、学校そのものに、今、様々な子どもたちがいて、不登校の子どももいれば、先ほど言ったように家庭的な問題を抱えている子どももいますので、そういう中ではスクールカウンセラーの役割も非常に増加しております。これは市教委と財政のほうの関わりもありますが、今回の子どもの権利という視点からも、中学校のスクールカウンセラーの配置の事業も増やしていただきたいですけれども、小学校においても、月に4時間だ、5時間だという時間ではとても足りないのだという声を聞いております。そういう点でも、ぜひこの委員会の中からも声を上げて予算獲得と施策の上で反映して欲しいなというふうに要望していきます。お願いします。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今の点について、特に説明しておきたいことはありますか。

○事務局（須藤児童生徒担当課長） 児童生徒担当課長の須藤と申します。

スクールカウンセラー活用事業ですけれども、札幌市としても、今ありました時間数の拡充等については、今年度も、小学校において、何とか週1回に事業の拡充をということで、いろいろな関係部署にお願いしております。これについては、学校のニーズも把握しておりますので、何とか子どもたちのために少しでも拡充を目指していきたいと思っています。

併せて、貧困という部分で言うと、関係機関と連携を図るスクールソーシャルワーカーを各学校に一層周知して、そういった部分も学校の子どものためにと考えております。

○千葉委員長 よろしく申し上げます。

○事務局（岡部子ども育成部長） もう一つよろしいでしょうか。

先ほど32ページの児童相談体制の強化のところで、検討しますということで、何も進まないというイメージを持たれたかもしれません。この相談体制の強化というのは、文章を読んでいただきますと、第二児童相談所ということで、今、中央区に相談所がありますけれども、その必要性をきちんと計画化して、二つ目の児童相談所をつくっていくのか、開設していくのか、これについては相当のお金もかかるところで、それに向けた検討計画

をつくるということですから、今あるものを単に検討するのではなくて、もっとハード的なものの意味でございます。よろしいでしょうか。

○千葉委員長 ほかにいかがでしょうか。

このあたりは、子どもに関わっている方が非常に多くいらっしゃるかと思いますので、それぞれから意見をいただければと思いますが、ほかの委員はいかがでしょうか。

○北本副委員長 先ほど中学校からお話があったので、小学校からということで申し上げます。

スクールカウンセラー事業につきましては、今年度も既に時間数を増やしていただいて、少しでも相談を受けるという体制は一步でも進んでいると捉えています。小学校と中学校でスクールカウンセラーの意味合いが少し違うと思うのです。中学校の場合は、生徒そのものも含めて親御さんもあると思うのですが、小学校の場合は、どちらかというところ児童がそのままスクールカウンセラーさんに相談をするということはそう多くはなく、どちらかというところ、親御さんが子育てについてとか学校教育について悩まれていることについて相談をされてアドバイスを受けるというパターンが多いと思います。これも、小学校の大きな希望を言えば、中学校のように常駐していただけたということが一番ありがたいと思います。今は月に1回か2回とか予定を立てて、保護者の方に、この日にスクールカウンセラーが来校する予定がありますということでご希望をとって、スクールカウンセラーとの面談の時間を設定しているということでやっておりますので、いつ行っても相談できるという体制が進んでいけば、保護者にとっても子どもたちにとってもプラスになると思っております。一気にそうならないのは十分にわかりますが、少しずつ拡充をしているということで、さらに進めていただければというのが学校の立場です。

もう一点は、小学校の場合は、不登校や学習支援といろいろなことで悩みを抱えている子どもたちがいますが、それに対して教師側がどう指導していくかということについてアドバイスを受ける「特別支援教育巡回相談員」という方にご来校いただいています。今、1区に1人、2人で2区という体制で、全市で10名の方がいます。私は西区ですが、1名の方が20校と10校の中学校で合計30校です。言ってしまえば2人で担当しているのですが、実質的には1人で担当しているような状況です。本校にもお声をかけてきていただいて、子どもたちの授業の様子を実際に見ていただいて、放課後に学年の先生と巡回相談員で、どう捉えたらいいのかということや、どう支援していけばいいのかということや、学校は担任ができること、家庭に働きかけていくこと、いろいろアドバイスを受けながら取り組んでいって、非常に助かっております。もっとたくさんというのも時間的な制約がありますので、いろいろ厳しい部分はありますが、今、いろいろな子どもたちが抱えている学校の現状として、巡回相談員も1人で抱えている部分が多過ぎるところがあるような気がします。

ここは、教育委員会でも徐々に増やしてきてくれていると思うのですがけれども、今、いろいろな課題を抱える子どもたちが増えている現状を考えると、さらに巡回相談員、教師もや

はりいろいろな子どもたちに対応していく、保護者とどう関わっていくかということとはなかなか難しい部分があります。すぐに、ご理解をいただける家庭もありますけれども、それは学校の見方であって、うちではこうですということで、子どものためにうまく進まない部分もありますので、そういうときにどういうふうに関わったらいいか、場合によっては他機関をお勧めいただいたり、相談に乗っていただいたり、先ほどのスクールソーシャルワーカーもそうですけれども、ここ数年で少しずつ進んできていると思うのです。でも、それがうまく絡んでいくと、これだったらもっともこの制度、仕組みが進んでいけば、子どもたちや家庭にとってプラスになるなということは学校現場として実感しておりますので、これを進めていっていただければ、学校現場も本当にありがたいと思っていますところですよ。

ついでに一つだけ質問します。

先ほどの貧困対策の策定計画は、どこが所管をされてつくられるのでしょうか。子ども未来局になるのでしょうか。きっといろいろなところが関わるとは思いますが、そこをお聞きしたいと思います。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 計画の策定は、子ども未来局の子ども育成部が中心になって取りまとめてまいります。

庁内の推進体制としては、関係する部局に集まっていただいて、まずは庁内でいろいろ検討していくということと、外部の方にもご意見をいただく予定であります。

○千葉委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

D委員、どうぞ。

○D委員 何点か要望等を含めてお話をさせていただければと思いますが、まず、32ページの児童養護施設等入所児童への大学進学奨励基金の件です。これは、児童養護施設の子どもに限らず、里親家庭で暮らす子どもたちについても対象となっている事業だと思います。具体的な数字は出ていないのですが、多分、年間で60万円ぐらいの金額を給付することになるだろうと思います。当初、10名ぐらいと言っていたのが、大分枠が広がって、これだと対象となる子どもたちは非常に増えてありがたいと思うのですけれども、例えば、うちの施設で暮らす子どもでも大変優秀で、学年で常に10番以内の成績をとって帰ってきて、学校の先生も、君、大学等へ進学したほうがいいよというアドバイスをいただくのですが、2年生のときのコース選択のときに就職コースへの選択をせざるを得ない、それは家庭の事情で大学等への進学に関する経済的な支援が得られない、そうかといって、奨学金を多額に借りて将来的に返済していく自信もないという子どもたちにこういう制度が来年からできるから、これだったら何とかなるかもよという話をすると、目が輝くのです。実は、原則1年という縛りがあります。ですから、大学2年生になるときは、この制度を利用できないような建てつけなのです。

ですから、もし可能であれば、最低20歳までとかね。そうすると、短大や専門学校だ

と2年間は保障されるわけですね。欲を言えば、大学を卒業する22歳までという保障になれば、そんなに負担のない進学等が今後可能になり、夢を実現できる子どもたちが増えていくと思いますので、貧困に対する計画の策定とともに、本当に将来について子どもたちが希望を持って親の支援が得られなくても、財政的に貧困な状況に陥っている子どもたちであっても、自分たちが希望を持って大学等へ進学するというか、高校からその先の学びの場を選択できるような制度になって欲しいということです。現状で言うと、まだ1年間という縛りがありますので、2年目以降どうしようかと二の足を踏んでしまう子どもたちがいるのも現状ですから、それが20歳までなのか、大学を卒業するまでという形になるのかわかりませんが、もうちょっと幅を持たせていただけたらいいなというのが1点です。これは要望です。

それから、2点目は、子ども安心ネットワークの話がその上に出ていると思います。虐待の通告などがあったときに、いち早くそこに対応して重篤な状況に陥らないようにするために救済する体制を市内で十分に整えていきたいということだと思っております。

ここにある児童家庭支援センターとの相談体制及び連携を強化してとありますけれども、今、児童家庭支援センターが札幌市内に4カ所ありまして、例えば、夜の11時ぐらいに子どもの泣き声と親の叱る大きな声が聞こえて近隣の住民が不安に思って通告をした場合に、児童家庭支援センターの職員が現場へ行って、状況を確認してということが現在行われているのです。4センターで市内10区を割っているのです、1センター当たり3区ないし2区を持って、日曜だろうが、深夜間だろうが、近隣で何か問題が起きたときには行くような体制をとっています。平日の昼間ですと児童相談所の所員が行くのですが、閉庁している間は我々児童家庭支援センターが行く体制です。ここは、できれば4センターで10区を持っているのは負担になるところも多いので、センター数を多くして、例えば、プラス3センターで、7センターまでいっていただくと、その辺はより迅速に柔軟な対応ができるだろうと我々は要望しているのです。

例えば、市内に児童養護施設が5施設あって、それに乳児院を入れると6施設ですから、それに全部センターがつくと6センターですね。さらに、中央区を1カバーするセンターと合わせて7という算定基準ですが、児童家庭支援センターの運営費は1年間で1,200万円ぐらいです。そうすると、ここに出ている数字を見ると、「324百万」と書いていますから、児童家庭支援センターが三つ増えても十分吸収するだけの予算がこの中には見えると思うのです。

ですから、安心ネットワーク事業を強化していくためにこれだけの予算をとっているのであれば、具体的に、保育所等の整備等から比べれば予算的には全然違いますけれども、相談支援で言うと周りの横並びの支援の金額から見ると頭一つ、桁一つ出ていますから、これだけのお金を使って何を相談体制を強化していくかといったときに、上の児童相談所の相談体制強化のところとは別建てで予算は組んでいますからね。これであれば児童家庭支援センターを3カ所ぐらい増やして、適切な対応が早くできればということが盛り込ま

れるとありがたいと思っています。

具体的に言うと、4日ぐらい前にも夜中に1時間ぐらい女の子の泣き声が聞こえています。どうやらそれは風呂場で泣いている、父親のどなり声が止まない、子どもは泣きながらごめんなさいと言っている。下の階の方から、これはちょっとやばいのではないかという話があって我々が行って見たら、どうやらそこはご夫婦がいて、子育てをしっかりとやろうと思っているのだけれども、子どもがかんしゃく持ちで、どうも1回ごねるとなかなか言うことを聞いてくれないし、泣き止まない。窓の近いところで怒ると近所に聞こえてしまうから風呂場で話をしていたという話だったのです。どうやら、お子さんの子育てに困っていることがありそうなので、では、来週から児童家庭支援センターに相談に来て、子育てのことやお子さんの特性のことについて相談しませんかと。だから、ただ、現場に行くと大丈夫だ、大丈夫ではないと確認をして帰ってきているだけではなくて、そこで子育てに困難が生じているような問題があれば、そこから介入して、支援につなげていくというのが児童家庭支援センターと児童相談所の連携の中で行われているのです。

そういう意味では、これだけの予算をとっておられるのであれば、できるだけ、そういう相談機関を増やして、子育てに困難を感じているご家庭に対して、もしくは、本当に虐待で緊急を要する場合もありますから、そういう場合にいち早く駆けつけることができれば、ここに「いち早く」と書いていますが、不幸な事件をより未然に防ぐこともできますので、そのところは予算の手だてをしっかりと、強化体制を組んでいただけたらなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○千葉委員長 主な要望は二つですね。

その二つの要望に関して、何か言っておきたいことはありますか。

○事務局（岡部子ども育成部長） 一つ目の児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業の件ですが、これにつきましては、我々もいろいろこの段階まで、どのぐらい広げていくかという検討をしました。この位置付けとしては、まず、児童養護施設に入っている子どもたちにつきましては、家庭といひますか、自宅がない、出てしまわなければいけなひということ、その生活の部分、まずは見ましようということ、四季がありますから、冬になるとストーブを買わなければならなひということがあります。1年間分について、1カ月5万円で12カ月で60万円という計算です。まず、1年間の生活の基礎を築いていただくということ、その後の給付になりますと、一般の方々の奨学金と同じで、単純比較はできなひですけれども、生活基盤がある程度整ったということ、その後の学業専念のための給付となると、これまた別次元で検討していかなければいけなひのです。これについては今後の課題だと思ひておひます。ここについての位置付けはそういうことです。

○千葉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、E委員、どうぞ。

○E委員 今、D委員がおっしゃったことと同じですが、やはり児相の第二を造るとなる

と、ものすごくお金もかかりますし、いろいろなハードルもあると思うのですけれども、児童家庭支援センターであれば、三つ、四つ増やすのはそれほど難しいことではないと思いますので、まずはこちらの充実を目途とすべきなのかなと思います。

それから、一つ質問も含めてですけれども、学校施設改築事業で371億円という数字が出ています。これは、15校ということで、単純に割り算をすると二十数億円なのですが、本当にそこまでお金がかかるのかなと思うのです。これだけお金がかかるのであれば、もうちょっと別なほうに回したほうがいいのかという気もします。

児相についても、今、私が副理事長をやっているNPO法人で子どもシェルターをさせていただいて、児相からは一時保護委託ということで承っております。ハードについては、ソフトも若干ですけれども、いろいろと協力させていただいていると思いますので、またいろいろと連携を強化させていただいて、まだかなり空きがありますので、いろいろお手伝いもできると思います。それも併せて、直接は関係ないですが、申し述べておきたいと思います。以上です。

○千葉委員長 ありがとうございます。

事務局から何か言えることはありますか。

○事務局（須藤児童生徒担当課長） 耐震化工事等は、教育委員会の学校施設課のほうですけれども、全国的に耐震化工事が行われていない学校について早急に耐震化工事を行うということが求められております。それも、一気ににはできないので、計画的に徐々に徐々にということで、札幌は早めなければいけないという計画のもとにやっております。そして、1校当たりかなりの額がかかると聞いております。詳細についてはちょっとわからないので、把握をしておきたいと思います。

○千葉委員長 ありがとうございます。

E委員、よろしいでしょうか。

○E委員 耐震工事にもいろいろなやり方があって、見ばえが悪かったら外にばってんで、ほかの重要性と比べればそれで十分なのかなという気がするのです。今、札幌地裁もようやく耐震化が終わりましたけれども、底を全部掘って上にリフトアップしてとか大変な工事を3年か4年ぐらいやっていました。やはり、児相の強化とか、子ども安心ネットワーク強化事業とか貧困対策ですね。この辺にこそお金が使われるべきであって、15校で20億円を超えるということで、本当にこんなにかかるのかなという気もしますので、意見になりますけれども、申し述べさせていただきたいと思います。

○事務局（須藤児童生徒担当課長） そういったご意見があったということを学校施設課にも申し添えたいと思います。

○E委員 そんなにかからないと思うのですけれどもね。

○千葉委員長 ほかに、どうしても言っておきたいことはありませんか。

○B委員 話を戻すようで恐縮ですけれども、先ほど、スクールカウンセラーの配置事業

のことを先生方がご指摘されました。これは、スクールカウンセラーだけではなく、先ほど出た巡回相談員とスクールソーシャルワーカーですね。それも本当に子どもの貧困対策になります。私も家族社会学でいろいろ調査したときに、学校にいる人に相談するというのは、お母さんや何かは割とハードルが低いのです。それで、相談しやすく、そこでやっと救われて、何とか経済的目途がついたというお母さんの声も聞きましたので、スクールソーシャルワーカーのほうもまだまだ足りない状況だと聞いておりますので、増員ということも含めて、これも貧困対策にダイレクトに繋がることだと思いますので、要望させていただきたいと思います。

○千葉委員長 これは、教育委員会のほうでお願いします。

○事務局（須藤児童生徒担当課長） スクールソーシャルワーカーも、1区1人を目指したのですが、今年度はそれが認められなかったのです。そこで、教育委員会に常駐のスクールソーシャルワーカーを1人配置して、学校から困った状況があればそこでまず受けるということで、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー的な役割をもたせております。

小学校、中学校、高校も含めて、ほぼ毎日のように学校からいろいろな相談があつて、おっしゃるように、家庭的に支援しなければいけないことがあると、その1件について1回や2回では終わらなくて、半年、1年、2年とかかるケースがあります。ですから、我々担当課としても、1人でも多く、1時間でも多くと想っているところでございます。

○D委員 うちの児童家庭支援センターの職員も、スクールソーシャルワーカー（SSW）で、今、教育委員会にご指導をいただきながら頑張っております。今おっしゃったように、SSWの数が少ないので、うちの児童家庭支援センターで給料を払っているのだけれども、ほとんどの時間はSSWの仕事をしているみたいな状態になっています。学校でいろいろな問題が起きていると、SSWが大活躍されて、それをさらに児童家庭支援センターに虐待の疑いがあるとか、養育に困難を抱えている家庭があると我々児童家庭支援センターのほうに持ち帰って、さらに児相と連動してということになりますから、児童家庭支援センターにSSWがいることで、いろいろな問題に事前に介入できたり、より深いところに介入できたり、意外といいところもいっぱいあります。そして、そういう連動がより広がっていくと、縦割りでそれぞれ問題を抱えるより、それが横串で繋がっていく感じになるので、いいなと思っています。しかし、彼女はほとんどの仕事はSSWの時間で出かけていますので、普段、どこにいるのかなと思ったら学校に行っているということが非常に多いです。

そういう意味では、SSWの数が増えれば、その辺は負担軽減になっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○千葉委員長 ほかはよろしいでしょうか。

○E委員 今、ネットで文科省の資料を見ていたのですがけれども、耐震工事で10億円もかかっているところはないと思います。何でこんな数字になるのかよくわかりません。

僕も事件でいろいろやっていますけれども、どうしてこんなにかかるのかよくわからないので、その辺をもう少し精査していただきたいと思います。もちろん耐震も大事なことですけれども、お金が必要なところに回していただきたいと思います。

うちの子どもシェルターは、もう四苦八苦して必死で自転車をこいでいますので、ここにこんなに予算がつくのだったら、ちょっと悲しい気持ちになってきます。よろしく願います。

○事務局（須藤児童生徒担当課長） 耐震性能が低く、また老朽化が進んでいるということで、耐震工事以外の建て替え工事などがあるかもしれませんので、そこら辺も把握しておきたいと思います。

○千葉委員長 E委員、よろしいでしょうか。

○E委員 できるだけ節約していただければと思います。この辺の工事費は一生懸命頑張れば安くなるという経験則もあると思いますので、よろしく願います。

○千葉委員長 E委員はかなり深刻に受けとめられているようですので、このあたりどうぞよろしく願います。

それでは、第1点目につきましては、ある程度ご意見等も出てきたと思います。そして、その中から、アクションプランに示された事業は本委員会にもかなり深く関わっていることがはっきりしてきていると思います。そういう意味では、アクションプランにおける関連事業を、本委員会、特に第4期の委員会になると思いますけれども、そういう中で適宜審議していくということは不可欠なのだろうと考えられます。そういうことで、この件については今後もこの委員会で検証していくようにしていきたいと思います。

第1点目については、そろそろよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千葉委員長 アクションプラン関係の問題につきましては、第3期委員会として、第4期の委員会で積極的に検証していただくという注文をつける形にしたいと思っております。

さらに第2点目に移らせていただきます。

それでは、2点目の議題です。子どもの権利条例への広報の現状とあり方についてという議題ですけれども、これを扱っていきたいと思います。これにつきまして、事務局から説明を受けたいと思います。では、よろしく願います。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） まず、お手元のパンフレット類について説明させていただきます。

まず、順番に権利条例の絵本、「おばけのマーブルとすてきなまち」でございます。それから、パンフレットにつきましては、A4判のピンク色のものが小学生向けのパンフレットです。それから、オレンジ色のものが中学生向けのパンフレットです。そして、黄色のものが高校生と大人向けになります。次に、緑色のA3判の二つ折りのものをチラシのAとしております。資料の2-1の一番上に表をつけておりますが、この中で（2）のチラシのAとしているものが緑色のものになります。それから、A4判片面のおばけのマーブル

が載っているものをチラシBとしております。そして、青い冊子がKenri Bookになります。そのほか、パンフレットではありませんけれども、年2回発行している高校生以上を対象とした「子どもの権利ニュース」第13号をお配りしております。そして、小学校4年生から中学生を対象とした「子ども通信」の2種類の広報誌の最新号、これも13号をお配りしております。

パンフレット等を含め、既にお持ちのものもあるかもしれませんが、お持ちでないものがございましたら本日お持ち帰りいただいて差し支えございません。

それでは、お手元の資料2-1と2-2に基づいてご説明させていただきます。

第2次推進計画において、整理した課題の一つに、子どもの権利についての広報普及、理解促進があり、子どもの権利の保障を進めるためにより多くの市民に、特に子育て中の若い親世代に条例の趣旨を理解していただく必要があると認識し、啓発活動の充実に取り組んでいるところでございます。

資料2-1は、現在の権利条例の広報物を整理したものです。子ども世代向けでは、絵本を除いて主に学校を通じて配布させていただいているところでございます。一方、大人向けとしましては、先ほどもご説明しましたが、パンフレットや用途に応じたチラシ2種類、そして、権利ブックがございます。

2-1の2番目に事務局として考えている大人向け広報の改善のポイントをまとめました。権利条例を広報する際、例えば、子どもの施設関係者等、深く理解していただきたいグループもあれば、まずは条例の存在を認知していただくことから始める必要がある若い親世代というグループもあり、広報の内容もそれに応じたものとする必要がございます。さらに、子どもへの広報は教育委員会のご協力をいただき、学校を通じて一人一人にお渡しすることができますが、大人の場合にはお渡しする機会も限られており、条例を知らない方々に対しては、まずは手にとっていただく工夫も必要であると考えました。

また、現実的な問題として、印刷物に関して言えば、予算上の制約から、作成できる部数に限度があります。多くの方に見ていただく媒体の一つにホームページなどがございます。札幌市も、ホームページに様々な情報を掲載しており、先日は日本ユニセフ協会のホームページに、ユニセフの子どもにやさしいまち事業というページがあり、そこから札幌市のホームページがリンクされるなど、一定の評価をいただいているところでございますが、権利条例の存在自体をご存じない方はなかなか目にする機会がございません。

また、インターネット環境の変化に合わせ、スマートフォンへの対応も必要でございますが、こちらは、先ほどのアクションプランにおいて市役所公式ホームページの改修を予定しているところでございます。

これらの現状を踏まえ、資料2-2、カラー刷りのものですが、新たな広報資料の作成を検討しております。今日は再生紙に印刷をしていますが、実際に作成する際は、もう少しよい紙質のものとする予定でございます。条例を知らない方にも手軽にとっていただき、条例のポイントだけでもご理解いただくことを狙いとしております。

資料２－１の下分布図になりますけれども、これは大人向けの広報物について、その内容とコストで分類をしたイメージです。資料２－２の新たな広報資料は、イメージ図の左中央に位置付けておりますが、権利委員会でいただいたご意見をもとにより小さくして持ち運びやすさに配慮し、同時に印刷コストの引き上げにもつなげております。また、権利ブックのキャラクターを使用して両者に統一感を持たせました。配布先としては、子育て関連の様々なイベントといった子育て世代の集まる場での配布等を想定しているところです。新たな広報資料としての発行に向け、委員の皆様のご意見をいただきたいと考え、議題とさせていただきます。

なお、本日、欠席されています欠席委員からご意見を頂戴しております。

まず、サイズとしては、配布しやすく、よいのではないかとのご意見がありました。表現については、２ページ目に「権利＝ワガママ」とありますが、これがかえって誤解を生むのではないかと。また、５ページ目は、計画そのものの内容よりも、これまでの成果や現状の課題などを盛り込み、そこから計画に結びつけるような記載がよいのではないかと、最後のアシストセンターの情報が少ないのではとのご意見がありました。

また、レイアウト等として、配架されたときのことを考慮して、表紙の上部にキャッチコピー的なものが来るようにする。また、３ページ、４ページにある四つの権利、これは２ページ目の二つの項目とのメリハリをつける。さらに、３ページ、４ページ下段の「大人は何をしてあげればいいのか？」というところですが、ここの大人の責務の文字を見やすく、全体としてユニバーサルカラーに留意するようにとのご意見をいただいております。

私からの説明は以上でございます。

○千葉委員長 どうもありがとうございます。

今日、これから第２の議題について話をするわけですが、この議題につきましては、今の説明からわかりますとおり、欠席委員がかなり高い問題意識を持っておられまして、この場で何度も意見を述べられていたことは皆さんご承知のとおりであります。今日は、その欠席委員が所用があってもどうしても出席できないということでありましたことから、事務局のほうで欠席委員に意見を尋ねたところ、先ほど紹介されましたような意見が欠席委員から出されたということで、この場で紹介していただいたわけです。それは、欠席委員の広報物に関する意見ということでもありますので、当然、ほかの委員の皆様方はそれに加えていろいろな意見をお持ちかと思っておりますので、そういった意見もここで出しながら、よりよい子どもの権利に関する広報物の紹介ができるのが一番望ましいと思っておりますので、この場で皆さん方から、どういう広報物がいいと思うかというあたりも含めて意見を出していただければと思います。

それでは、この議題につきましても自由に意見を出していただければと思います。

先ほどからも話が出ておりますけれども、この広報物、つまりリーフレット類を出す場合に、それに多額の予算をかけることはできないということのようですので、かなり限られてしまうと思っておりますけれども、できるだけよいものを出したいということで、考え方や

意見を皆さん方から出していただければと思います。

ここでも出されておりましたが、広報物を出していく場合に、特に大人を意識して出していかなければならないだろうという意見はいろいろな委員から出たと思います。どうも大人が認識不足だということがかなりはっきり出されていたような気がします。ということからすると、大人向けのリーフレットを特に意識しながら意見を述べていただければと思います。

○B委員 欠席委員もちょっと触れられていたようですけれども、このリーフレットは大人用ですね。子どもの権利ということで、全ての子どもが生まれながらに持っている。2番目は、欠席委員も触れられていますが、「『権利＝ワガママ』なの？」ということで、「子どもの権利は、すべての子どもにあるものです。だから、自分のことだけを考えてはいけません。」の自分というのは、大人のことでか。

大人用のリーフレットの割には、子どもに対して、あなたにも権利があるけれども、ほかの子どもにもあるのよというニュアンスで書かれている感じがします。ここだけ主体が変わっているような感じで、すごくわかりにくいです。ここは何か工夫が要ると思います。

○千葉委員長 今、B委員から、2ページ目の「みんな覚えてね！『子どもの権利』」の2番目、「『権利＝ワガママ』なの？」というところに関して、子どもに言っているのか、あるいは大人に言っているのかという発言がありました。

○B委員 「自分のことだけを考えてはいけません」という呼びかけは、子どもに対してではないのか。ここは混同しませんか。皆さん、どうですか。

○千葉委員長 ここは、もうちょっと工夫が必要ではないかということですね。

○北本副委員長 子どもの権利を皆さんがきちんと知って欲しい、大人も理解して欲しい。覚えてねというのはちょっと違うかなと思います。物を覚えてねとは違うから、子どもの権利を考えてねなのか、知ってねなのかと思います。ただ覚えればいいというものとは違うのです。理解して欲しいということですから、この言葉はちょっと違うかなと思いました。

子どもの権利とはこういうことだよという青字のところはわかります。

二つ目の「ワガママなの？」というのは、何かを危惧して子どもが言っていて、それは子どもの勝手なわがままじゃないのかという大人がいるのではないかということを考えて、それは子どものわがままではなくて、権利なのだよということを大人に言いたいのか、この意図がわかりません。ですから、今、言葉がすぐに思いつかないですけれども、子どもたちが持っている権利をお互いが尊重し合っていく社会をつくっていくための権利なのだということを言いたいのか、その辺の意図がわかりません。これは、大人が子どものわがままと聞いてどうするのだという不満が出てきたら困るということが背景にあるのではないかと思います。この意図がはっきりすれば、どういう文章にすればいいかということが見えてくるような気がしました。

○E委員 これは、大人に何を訴えたいのか、申しわけないですけれども、全然わからな

いです。今、ご意見がありましたけれども、まず、ぱっと開いて、「みんな覚えてね！」とあるので、これは子ども向けなのだなと思いますね。そして、いろいろ書かれていて、「権利＝ワガママ」も違和感があります。

これを配る目的は何ですか。単に子どもの権利条例があるということではなくて、子どもというのは社会的な弱者であって、極論すると、虐待とか非常に厳しい状況にも陥りやすいということで、きちんと条例をつくって子どもの権利を保護していかなければならないのだという側面から、豊かに育つ権利、参加する権利、この辺についても、もうちょっとわかりやすくすべきです。

例えば、参加する権利というのもよくわからないと思います。勉強した人はわかると思うのですが、「適切な情報提供を受けながらあらゆる場で自分の意見を表明できることが重要です。地域活動など、自分に関わることへの積極的な参加が大切で、年齢や成長に応じた適切な配慮を受けることができます。」というのも意味がわからないと思います。

自分らしく生きる権利についても、「子どもを一人の人間として人格が尊重され、かけがえのない自分自身を大切に生きる必要があります。自分の思い・考えを自由に表現して伝え合うことができ、プライバシーも守られなければなりません。」というのも、ちょっと唐突感がありますね。何を訴えたいのかが全くわからないです。

それから、「札幌市が進める主な取組」も、こういうことをやっているよということだと思いますが、紙面も限られているので、ほかに書くことがないのかなという気もします。

また、先ほどご意見が出ていたと思うのですが、アシストセンターのアピールをもうちょっと知ってもらうことはすごく大事だと思うのです。このようなことに一生懸命取り組んでいますよというのをもう少し分量を多くしたほうがいいと思いますし、正直、目的がわからないですね。配布対象もよくわからないし、書いていることもいまいちわからないので、何とかならないのかと思います。

D委員もうなずいていらっしゃるので、加勢していただきたいです。

○D委員 ご苦労は十分承知の上です。

これは、どういう形で配布するのですでしたか。例えば、家庭数分を学校でお配りするとか、いろいろなところに置かれるとか、利用の方法です。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 例えば、保健センターで行われている両親教室とか、児童会館の子育てサロンを訪れて広報する際に配布するということを想定しております。

○D委員 直接、手元に人から人へという形で渡る機会が多くなることを想定されているのであれば、大人向けというか、直接お渡しするのは保護者の方であろうと思います。そういう意味では文言整理をされたほうがいい箇所はあるかもしれません。

また、E委員がおっしゃっているように、紙面が限られているので、成果指標は入れないといけないのですか。それほどの成果が色濃く出ているわけではない中で、あえて載せ

なくても、ほかの文言を入れるということがあってもいいと思っています。

○千葉委員長 成果指標を入れた意図はあるのですか。

○北本副委員長 札幌市の計画だから、今、目標値は必ず設定してという流れになっていますね。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） そうです。第2次の推進計画が始まった年ということもあって、こういう方向に向けて取り組んでいくということで載せさせていただいています。

○D委員 計画やビジョンの中に盛り込むのは当たり前だと思うのですが、一般市民向けの普及啓発物であれば、もう少し違うものを盛り込んだほうが良いような気がしました。

○千葉委員長 今、何人かの委員から厳しい意見が出されております。

○D委員 先ほどE委員がおっしゃっていましたが、アシストセンターについては、広報は非常に大き目に載せられたらいいと思います。やはり、子どもたちが直接電話で相談するというだけでなく、それも想定の中でという意味で、先ほど議題（1）のところでもありましたが、本当に危機的な問題などが起きるのは夜が多いのです。せっかく片側で児童相談所のいち早くみたいなホットラインができていますので、それもリンクさせて載せておくと、そこそこ大きな子どもだと自分でどこかに駆け込んで電話をするということもできます。そのときに、アシストセンターだけだと、夜8時以降だと閉まっているけれども、ホットラインだったら24時間繋がるよということを補完的に書いておくということがあったらいいと思います。

○千葉委員長 ほかにないでしょうか。

○F委員 皆さんがおっしゃられている「『権利＝ワガママ』なの？」についてですが、これは「Kenri Book」の文言をそのまま使ったのかなと思います。3ページに、権利はワガママという題名がついています。このリーフレット自体、「Kenri Book」の抜粋という形でつくられているのかなというぐらい、ほとんど文言が一緒です。また、これは子ども向けにつくられたのかなと思うので、もしこのリーフレットを配るのだったら意味は余りないのではないかなと思いました。

○千葉委員長 率直な厳しい意見ですね。

○G委員 「Kenri Book」は、去年からあると思うのですが、実際に広場などに置いてもなかなか手にとってもらえないのです。こういう実際に持って行けるようなこのサイズはいいと私は思います。なので、これを皆さんがおっしゃるようにもう少し精査していただいて、わかりやすい形にしてもらえるといいと思います。

実際に、私たちも、夜にお母さんからSOSをいただいて、未来局から出ている子育てのブックで全部連絡させていただいたのですが、実際、夜はどことも電話に出ません。そして、支援センターにかけてという形で、私たちが実際、電話したときには、そこは行くことはできるけれども、本人ではなかったらということがいろいろあったのですが、そ

ういうのもありまして、これがあると、アシストセンターだけではなく、夜もかかるような24時間対応してくれるような場所もぜひ載っているといいかなと思いました。

それから、例えば、お母さんたちに配るとしましたら、こちらがチラシBとして母親教室とか3歳児健診で配られるということです。おばけのマールもあるという、こういうのがありますよということで知らせたいという意図なのでしょうか。こちらのほうが充実すれば、重複しているのかなというふうにはちょっと思うのですが、私たち、おばけのマールについては、ぜひ、それぞれのサロンなどでも読んでいきたいなというふうに思って、前に発言したこともあったのですが、なので、それぞれの支援センター、子育てサロンなどにも配布していただけるといいのかなと思ったのですが、チラシの意図をお聞きしたかったかなと思います。お金もかかることだとおっしゃっていました。

○千葉委員長 最後の質問についてどうでしょうか。

○事務局（高橋子どもの権利推進担当係長） 子どもの権利推進担当係長の高橋です。

チラシのBにつきましては、母親教室や3歳児健診の場に絵本も何冊かずつ用意させていただいて、待ち時間などに見ていただくということで、チラシを見ることで絵本の存在を知っていただいて、待ち時間などに子どもと一緒に読んでいただければという意味も含めて、保健センターを中心に配らせていただいているという趣旨です。ですから、今後、リーフレットがこちらに置きかわっていく可能性もありますし、本日の議論などをいただいて併存させる可能性もございます。

○千葉委員長 ほかにご意見はございますでしょうか。

○H委員 子どもの権利については、子育てをしている母親が一番知らないということで、そこに普及をしたほうがいいという話だったと思うのです。それでいけば、リーフレットよりこちらの1枚のほうがよほど伝わると思いました。例えば、成果指標については、自己肯定感を持つことが子どもにとってよくて、子どもの話をよく聞くとか、そういうことが大事だよということを伝えたほうがいいと思います。それを上げることを目標としていますと言われてもちょっと伝わらないと思います。理念とか目標とかたくさん挙がっているので、もうちょっと伝えたいことをストレートに伝えたほうが受け取りやすいと思います。

○D委員 もっともっと基本的な話で言うと、札幌市民、北海道民、日本国民全員ですけれども、権利を知らない人はいないと思うのです。権利なんて当たり前だと思っているので、子どもの権利ということで、安心して生きるとか、豊かに育つとか、自分らしくと書いてあると、こんなのは当たり前のことだと思ってしまうのではないかと思います。ですから、今さら見なくても知っているよというか、興味すらそもそも、知っているからだというところに行ってしまうような気がするのです。だって、当たり前のことしか書いていないからです。それをわざわざ紙にして刷って出しても、うーん、わかると言って置いていってしまうということで、これをさらに深めようという興味に繋がらない気がするのです。わかったふりなのかもしれないけれども、多くの方が権利について知らないこ

とはないと思うので、大人だろうが、子どもだろうが、権利については当然理解しているつもりになって生きていると思います。

ですから、普及啓発であるならば、札幌市が取り組んでいる子どもの権利条例でこういうところが実現していて、こういう施策をしていますと言うほうが逆にいいのではないかと思います。いろいろな冊子をつくって、同じようなことを言いながら、みんな似たようなものだけれども、広まっていかないねというぐらいだったら、権利条例についてこういう取り組みをしていて、札幌市はこうやって豊かな子どもの育ちを考えていますぐらいに特化したものを出したほうがいい気がするのです。

○E委員 やはり、最後まで読んでもらわなければ全く意味がないわけです。どういう情報を載せるかというのはなかなか難しいところがあることは承知していますが、子どもの権利条例ができて6年ぐらいたつのですね。そして、どういう点がプラスになって、こういうこともやって、こういうこともやってプラスになっているので、子どもの権利をみんな考えていかなければなりませんよとか、最近、虐待という部分も片方で起きていて、そういうものから子どもを救わなければならないということで、最後まで、うん、うん、なるほど、子どもの権利条例はこういうものなのだということでご理解いただいて、最後まで興味を持って読んでいただける工夫というか、そういうものでなければいけないと思っています。それから、いざピンチになったときの受け皿というか、SOSです。その情報もきちんと書いてあるというものでなければ本当に意味がないと思います。これは全面改定していただきたいという気持ちがします。

先ほど、F委員から配る意味はないという非常に厳しいご意見がありましたが、私はF委員よりはもう少し大人なのでソフトな言い方になっているかもしれませんが、私も同感でございます。やはり、きちんと読んでいただけるようなものにすべきだと思います。申しわけないですが、何かを作るために作ったよ、みたいな感じです。

○千葉委員長 どうぞ。

○北本副委員長 せっかくたくさん出てきたので、言うところまで言ってしまおうかと思っています。まず、表紙になるところで、権利条例を説明した文章があると、法律のことが何か書いてあるのねというふうになると思います。ですから、ここは、みんなに考えてね、知ってねというのが表紙かなと思うのです。次に開いたところのほうですっきりしていてすごくいいと思ったのです。札幌市は権利条例をつくっていますよ、それはどうしてかということが最初であればいいかなと思います。では、その権利条例で、今お話が出ているように、子どもたちはこういうふうになんか救われてきているのだよ、でも、課題があるからという書き方になっていると、筋道が通っていくような気がします。

権利条例の解説のところ、権利を知ってねとなっていたら、大きい文字は読むかもしれないけれども、中身は読まないかなという気がします。このように6年間、みんなでお話を絞りをしながらいろいろやってきて、成果が出ているものもあるのが現実ですから、こういうふうにあなたのお子さんにもプラスになってきている部分があるのですよ、周りのお

子さんにもですよということが書いてあると、親は読もうかなというふうになると思います。男性ばかりでつくって、私も男性ですが、母親目線も少し考えて、どうしたら読んでみたいと思われるかを考えて、中身を理解してもらえそうなストーリーを作るとよろしいかなと思いました。

○B委員 量みかけるようですけれども、例えば、産婦人科の窓口とか、子育てセンターでもいいですが、これから子どもを産もうとしている人たちに、全ての子どもは未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちたかけがえのない存在ですというものがぱっと目に入ると、ああ、そういうまちでこれから産もうとしているのだなと思えるかもしれませんし、中身をぱっと開いたときに、こういうことが保障されているのか、こういうことをやっているのか、例えば、学びの環境づくりとネットワークなどにこれから取り組むということもわかり、1,400万円もの税金がこういうところにかけてられているということも意外とインパクトがあるかもしれません。差し障りもあるかもしれませんが、これは公表されている額ですから、こんなことにお金をかけてやってくれているのだなというアピールの仕方もありかなと思います。

○I委員 やはり、リーフレットは折り込み式なので、中にどれだけいいことを書いてあっても、表がこんなに素っ気なかったら見る気も起きないと思います。また、正式名称を書いても、堅苦しいですし、例えば街中で配られていたとしても、中まで読むかなと思う方が多いと思います。ですから、折り込み式にするのだったら、表紙にもう少し加えてもいいと思います。例えば、インパクトのある言葉があったほうがいいのではないかと思います。全体的に、「Kenri Book」の中身に沿ったもので、大体同じようなことが書いてあります。同じような言葉を使って、結局、子ども向けの言葉になってしまったというところもあるので、そこはターゲットを絞って作り直していただいたほうがいいと思いました。

「Kenri Book」には、例えば、子どもの笑顔が輝く街という札幌市でも大きくスローガンとして掲げている言葉だったり、インパクトのある言葉が随所にあるので、そういうところを「Kenri Book」から拾えなかったのかなと思いました。

これを見ている限り、情報をただ並べているだけにしか見えなくて、読んでいる側としては、この情報があるから、ここに繋がっていますという情報の繋がりが欲しいと思いました。例えば、「大人は何をしてあげればいいのか？」のところで、子どもを見守り、安全・安心な地域をつくるということで、札幌市はこういうことをしていますみたいな繋がりがあって、その中にこういう相談窓口がありますとか、そういう繋がりができればもうちょっと見やすくなるのかなと感じました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

A委員、そろそろ言わなくちゃという気になりましたね。どうぞ。

○A委員 私も便乗するようで申しわけないですけれども、例えば、絵本だったら、子どもをターゲットにつくっています。例えば、この絵本は、親の方が目にしたときに、子ども

もに読んであげようという気持ちになったりすると思うのです。そうなると、子どもと読むために親も声に出して読まなきゃいけないということで、子どもだけでなく、親にも知識が入るようにつくられていて、一回読んだだけでも、子どもと親の両方に知識が伝わったり内容が入るようになっていると思います。

しかし、このリーフレットは、読み手の頭になかなか入りにくい内容で、さっきも話があったように、読み手の気持ちが入っていないと思います。ただつくって置いてありますというだけでは、なかなか手にとってもらえないと思うので、全てを絵本にしろと言うわけではないですが、幅広い人に知識が渡るように、リーフレット以外の媒体でもつくってみる価値はあるのではないかと私は思いました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

F委員が意見を述べたあたりから、今あるリーフレットに対しては厳しい意見が出され、こういうふうにしたらどうかといういろいろな工夫も併せて述べていただいたのではないかと思います。そういったことを踏まえて、事務局では特に工夫したものをつくっていただきたいと思います。それに関して何かございますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございます。

やはり、誰に対して配るものなのか、どういう目的で配るのかということを再度はっきりさせた上で中身を工夫する必要があると思います。リーフレットについては再検討させていただきたいと思います。

○千葉委員長 恐らく、今日の意見を踏まえたものができてくるのではないかとここにおられる委員の皆様も期待してお待ちいただければと思います。

最後に、3点目の議題につきまして事務局から説明をお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それでは、資料3-1に基づきましてご説明をいたします。

まず、1番の前の委員会でご意見をいただきました推進計画における成果指標についての過去の議論等につきましてご説明させていただきます。

数値目標につきましては、1の(1)のとおり、アンケート実施項目やその結果、計画策定時の生活指標の設定、取り組み状況報告における審議の場面で取り上げていただいております。

まず、自分のことが好きかにつきましては、平成21年度の第1次の推進計画策定に向けたアンケートの設問についてご審議いただく中で、自己肯定感を図る指標として委員からご提案いただいて、採用させていただいたものでございます。実際の聞き方としましては、資料3-2のアンケート用紙を1枚めくっていただいて、3ページ目の間6でございまして。この設問につきましては、資料3-1のとおり、大学教授による学術的調査や川崎市のアンケートでも設定されていることから、一般的な設問であるものと判断しました。

次の体験しやすいまちであるかを子どもに聞くことにつきましても、平成21年度の議

論において、子どもにも同じ問いを実施し、大人との意識の違いを見る必要があるとの意見があり、採用となりました。

三つ目の権利が守られていると思うかにつきましては、平成24年度の第2期第3回委員会でも、取り組み状況報告における審議の中で、質問の設定について議論をいただき、傾向を捉えるという趣旨であり、経年変化を見ていくものとして整理されております。さらに、2回目のアンケート調査に向けた平成25年度の第2期第9回委員会において、この設問の表現についてご検討いただき、最終的に資料3-2の8ページの間18として、平成21年度と同様の設問となりました。

第2次推進計画における指標につきましては、昨年10月の第7回委員会でご審議いただき、第1次計画の三つの指標を引き続き指標とし、そこに子どもたちの現状を把握する指標として、いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合を新たに追加することを提案させていただき、ご承認いただいたところでございます。

第2次推進計画は、このように指標を定めさせていただきましたが、第3次推進計画策定の際には、第1次推進計画策定から約10年の年月がたちますことから、その時代に合わせた調査項目と経年変化を把握すべき項目について改めて検討していく必要があるものと考えております。

次に、資料3-1の2番目の取り組み状況報告における修正についてご報告いたします。前回、7月の第9回委員会におきまして、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成26年度取り組み状況について報告させていただきました。その後、その中の児童虐待の状況につきまして、委員会後の副市長、市長への報告時に、その影響をよりわかりやすくするようにとの指示がありました。この指示を受け、資料3-3にあるように表記を修正し、9月17日に議会に報告しております。

最後に、資料にはございませんが、次期の子どもの権利委員会の開始時期についてご報告をいたします。

3期目の皆様の委員としての任期は来年の1月末まででございまして、本来であればその翌月の2月から第4期の委員会を始めるべきところでございます。しかしながら、この委員会は高校生の委員3名を含む委員会であり、進学をする高校生にとっては2月は受験に向けてとても大切な時期であります。第3期は、11月からの開始を前提に公募を実施いたしましたが、都合によって2月からの開始となった経緯がございます。これが2月の開始を前提として公募した場合、受験を考える子どもの応募はかなり厳しいものと考えられます。また、本日も高校生の委員にご出席いただいておりますが、最後の会がこのような時期になってしまうことは高校生委員にとって大きな負担であると考えております。また、かなり先のことになりますが、第3次の推進計画の策定作業は平成31年度になり、そのときの委員会は第5期となります。委員会の終わりがこのまま1月末の状態が続きますと、第5期の任期は平成32年1月末までとなり、第3次の推進計画の策定は32年の3月が予想されますことから、中心となって審議いただいた計画の最後の承認を次の第6

期の委員会に引き継ぐ格好となってしまいます。

これらの点を考慮して、事務局としましては、新年度に入ってから第4期の委員会を始めさせていただくことで問題を解消したいと考えております。今後、子どもを含む市民委員の公募につきましては、広報さっぽろ等を通じて実施をさせていただきます。また、委員をご推薦くださっている各団体には、然るべき時期に改めてご連絡させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○千葉委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から3点の報告をしていただいたわけでありますけれども、これについて質問あるいはご意見がある方は出していただきたいと思います。

特にございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉委員長 ないということであれば、その他については終わりにしたいと思います。

全体を通じて何か質問等がありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉委員長 それでは、事務局のほうから連絡をお願いしたいと思います。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) それでは、本日が第3期の委員会の最後ということになりますので、事務局を代表いたしまして、子ども育成部長より、一言、ご挨拶をさせていただきます。

○事務局(岡部子ども育成部長) 改めまして、子ども育成部長の岡部でございます。

本日、子ども未来局長が札幌市全体での市長と各局長、区長を含めた会議がございました、欠席させていただきましたので、私から、一言、お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

平成26年2月6日を第1回目として、これまで10回、ほぼ2年間にわたりまして本当にご熱心にご議論いただき、まことにありがとうございます。

委員の任期としましては、先ほど事務局から申しましたとおり来月末まででございますけれども、会議としては今回の10回目をもって終わりということで、この2年間、委員をお務めいただいたことに対して心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

この間、第2次子どもの権利に関する推進計画の策定に向けたご議論を初め、毎年の子どもの権利条例に基づく取り組み状況報告のご審議など、多くのご議論をいただいたところでございます。また、本日もリーフレットの内容についていろいろご意見をいただきまして、そのほか、今後に向けた課題など、本当に熱心に多くの方にご議論いただきましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思っております。

札幌市としましては、皆様方からいただきました貴重なご提言やご意見などを踏まえまして、今後とも子どもの権利の推進に資する施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

これまで、本当にどうもありがとうございました。

○千葉委員長 どうもありがとうございます。

ただいまの部長からの挨拶にもありましたように、本日をもって第3期の委員会の活動を終えることとなります。ぜひ、最後にこの場で言っておきたいということがそれぞれの皆さんにあるのではないかと思います。1人1分ぐらいしかとれないと思いますが、順番に話をさせていただきたいと思います。

それでは、C委員からお願いします。

○C委員 中学校の校長をやっておりますCです。

事務局報告事項の資料3-1に、自分のことが好きかというような問いがありました。今日、たまたま学校で挨拶文をつくる関係もあって、自己肯定感ということをも自分の中で描きながら、最近、子どもたちは自己肯定感を持ちにくくなっていることが課題だな、どうしたら高めてやることができるのだろうと思っていました。たまたま、今日ここにあった資料と、これまでの審議であった自己肯定感ということと自分の今の思いが重なって、非常にいい勉強ができたなと思っております。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○E委員 かなり厳しいことも申し上げたと思いますけれども、私自身、本当に勉強させていただきました。

2年間、本当にどうもありがとうございました。

○B委員 今、家族とか家庭の力が大変弱まっております。その意味では、このような会議体の中で、子どもを社会でどういうふうに守っていくかという議論が本当に喫緊の課題としてますます重要になってくるのではないかと考えています。

この条例自体は軌道に乗り始めていると感じております。ますますこれが順調に社会で子どもを守っていくということの道しるべになるように、また次期委員の皆さんに期待したいと思います。

長い間、どうもお世話になりました。ありがとうございます。

○F委員 この2年間、ありがとうございました。

私は、高校の授業などの関係でおくれてきたり、欠席しまったりということが多かったのですが、温かく迎えていただき、本当に感謝しています。

また、札幌市の権利条例に関しましては、来年の1月8日に子ども議会に私とA委員が参加することになっていきますので、もしお時間があれば傍聴させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○千葉委員長 J委員、どうぞ。

○J委員 私は、札幌市民生委員児童委員協議会という立場で出席させていただきました。

名前のとおり、児童委員という含みがあるという立場で出席させていただいたところですが、実際には、私ども民生委員児童委員としては、どちらかという老人のひとり暮らしがメインであって、児童委員という立場から言うと疎かになっています。それが、この

会議でなかなか発言ができなかった一つの大きな要因かなと思っています。

それでも、今から五、六年前は子どもの権利条例というものが制定されたのかというくらいの意識でしたが、ここに何回か出席させていただいて、子どもの権利条例をよりよく認識したところですよ。

今後、一人の民生委員児童委員として、この条例を皆さん方に広めていくことで責任を果たしたいと思っています。

どうもありがとうございました。

○H委員 私は、ほかに二つの審議会委員をしまして、ちょうど全部の委員会が5年計画を立てるところだったので、頭の切りかえがなかなか難しく、本当に四苦八苦しました。

この間、中学生の子どもとけんかをしまして、そのときに小学3年生の息子に、親がそんなことを言っちゃいけないよ、子どもの頑張りをちゃんと認めて、それを見守ってあげなきゃいけないよと言われて、実は子どものほうが子どもの権利を知っているのではないか、知らないのは親のほうなのではないかと思いました。これから、大人として考えていきたいと思っています。

2年間、どうもありがとうございました。

○G委員 私は、普段から親子に接する機会が多いので、いろいろな政策などを考えるのに当たって、子どもの権利をきちんと守っていくことを根底に置いて考えていかなくてはいけないと思っていました。実際に、外に出向きますと、まだまだ権利条例がきちんとできていない町や市がたくさんあることも感じることができました。ですから、札幌市が子どもの権利を推進しているのだということは、いろいろな意味でもっとわかりやすく伝えていければいいなと思っています。

30代の方に子どもの権利をなかなか知らないという方が多かったですね。そういうことを考えると、どういうふうに伝えていけばいいのかということをも自分の中でもうちょっと考えていきたいと思っています。

そのきっかけになって、皆さんの意見を聞いて本当によかったと思います。

2年間、どうもありがとうございました。

○D委員 3期6年、策定から関わると都合8年ほど権利条例の委員会にはお世話になりました、本当にありがとうございました。

この8年間、自分自身、いろいろなことを学ばせていただきましたし、委員の皆様からもたくさんのお話を教えていただいたと感謝しています。

また、委員会の中では、結構辛辣なことや厳しいことを言って、担当の皆さんが大変頭を悩ませるようなことが多々あったのではないかと感じておりますが、その都度、優しく許していただきましたことを本当に感謝しております。

この委員会の意味はすごく大きくて、ここで話し合われたり、ここで検討されていることが意外とまちづくりビジョンにも反映されていますし、子ども・子育て施策の中にも相

当大きく反映されていて、ここの委員会の位置付けは非常に重要だなど私は思っています。

私が策定するときから関わったのは10年ぐらい前ですけれども、前市長が札幌市に子ども権利条例をつくりたいと思ったときに描いていた権利条例以上のものが、今、ここにあるように思っています。それは、制度施策の中、教育現場の中、福祉の中など、様々なところでこの10年間を通して権利条例が札幌市民の中にしっかりと根づいてきているのだろうと思っております。

今回で委員は任期満了になりますけれども、委員を離れても、一市民として、これからは様々な角度でこの権利条例が子どもたちの幸せのためにしっかりと根づいていくよう、私自身も何かできることを協力したり、勉強させてもらったりしながら関心を持っていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひします。

今まで、ありがとうございました。

○A委員 2年間、お世話になりました。

高校生の私でも発言できるように環境を整えてくださったり、温かく迎え入れてくださったことを感謝しています。

私自身、この委員会に参加するようになってから、子どもの権利に関する取り組みに興味を持ちまして、学習支援の団体に所属させていただいたりしています。そのきっかけをつくってくださった権利委員会に参加して本当によかったと思っております。

先日、児童扶養手当について、2人目以降の額がアップするというニュースがありましたけれども、それも私が所属している一般財団法人の団体を含めた30団体が政治家の方に直談判をして交渉する形で実現した内容でして、今週末、政府提言ということで、私自身も東京に行ってその会談をしてくる予定なので、今日話し合った内容や今まで学ばせていただいたことも踏まえて意見を言えたらなと思っております。

2年間、本当にありがとうございました。

○千葉委員長 I委員、どうぞ。

○I委員 この委員会に入らせていただいているいろいろなことがあったのですが、そちらのほうは子どもの権利ニュースに寄稿させていただきましたので、ぜひ読んでいただければと思います。

そこに書いていないことを話させていただくと、子どもの権利条例、高校生委員ではあるのですが、これから社会に出ていく若者の立場として、どうなのだろうというところでたびたびの議論を考えていました。

現在、子育て世代の方の認識率が低いなどの問題があるのですが、小学生はなおさらですけれども、高校生のときにより理解を深めていく、例えばリーフレットも配られていますし、そういった取り組みが学校の中に所属しているときでも、この2年間でかなり改善されてきて、とてもいいのではないかと思いますし、この先の明るい未来がちょっと見えきたかなと思っております。

その中で、ボランティアなどで権利の推進計画の事業にもいろいろ携わらせていただい

て、充実した2年間となりました。その取り組みを通して、多くの子どもに権利条例をわかってもらえたかなと思っておりますので、ぜひ、これからも高校生委員と公募委員の皆さんにも活躍していただきたいと思っております。若干の心残りはあるのですが、次期委員会にも期待しておりますので、よろしく申し上げます。

2年間、ありがとうございました。

○北本副委員長 本当にありがとうございます。

私は、途中からの参加で、半分しか参加していないので、2年間ではありません。それをわかっていたら、組織としては2年間携われる者になるべきだったなと思っております。それは組織の中できちんと引きついで、次期はきちんと任期を全うできる者をご推薦するように伝えたいと思います。

私は、小学校長会ということで、小学校の子どもたちや保護者と一緒に過ごさせていただいている立場で参加させていただきました。

私も3月で退職しますので、一市民になりますし、孫のイクジイにもなると思っているのですけれども、次の世代を育てる大事な役目になると思っています。

学校にいて感じているのは、子どもたち自身の課題もいろいろありますけれども、保護者、大人の方が大人になっていないということに苦勞することがあります。大人として話を通じない、子どもと同じような、自分のお子さんだから大切に思うし、物すごく愛しているのはわかるし、感情的になる部分も親としてわからないではないのですが、子どもを育てている責任のある親として話したいときがあるのですけれども、それが通じづらくなってきていると感じています。

この権利委員会に参加させていただいて、札幌市が策定したこの条例については、もしこの条例がなくても守らなければならないものだと思うのです。それは、条例があるからということではないのです。我々、社会の大人や生活している者みんながそのことを考えなければならない内容だというのが本音の気持ちです。しかし、札幌市でこの条例をつくったということは、それをもっとしっかり考える札幌市民にならなければならないし、そういう子どもたちが守られる社会にしていくことをみんなで宣言したわけです。今、このみんなでになるかどうか課題になっているということで、今、小学校でも授業をさせていただいたり、パンフレットを使わせていただいていますし、中学生、高校生となっていて、その方々が将来の札幌市民の社会をつくる方々になっていって、この権利委員会でやっていることが広まっていけば、そういう社会になっていけるのかなと、皆さんのご意見を聞きながら本当に強く感じさせていただきました。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○千葉委員長 せっかく皆さんが、一言、言ってくれましたので、私も何か言わなくてはいけないかなと思い、言わせていただきます。

私は、この委員会の一番いい点は何であったかということをお申し上げますと、参加している委員一人一人が議題に対して建設的な意見を述べ、前向きに問題を解決しようという

姿勢を強く持っていただき、会議に臨んでいたことであつたと思います。

ただ、2年ほど前の最初のころを振り返ってみますと、それがちょっと空回りいたしまして、意見がぶつかり、事務局を何度も困らせるという状況になってしまいましたけれども、途中からは、委員一人一人の気持ちがわかり合ってきたということもありまして、みんなだまどめていこうという気持ちがどんどん強まっていったということが出てきた結果、子どもの権利の保障を実現していくためのしっかりした一つのプランができ上がったと思います。

それだけに、私としては、この委員会を事実上、今日で解散させたくはないのですが、委員会制度に関しましては期限というものがつきものです。したがって、あとは次期の委員会がこの長所を引きついでくれることを強く願うばかりであります。

そういう意味では、委員の皆様には、2年間、私につき合ってくれまして、本当にありがたいと思っております。

そして、3人の高校生委員に関して申しますと、この2年間の間にすごく成長しました。私としては、それがすごくうれしいです。3人とも、本当に成長しましたね。恐らく、ほかの委員の皆さんもそれを感じていると思います。あとは、成長がこれでとまるのではなく、皆さんの努力でさらに進めていかなければなりません。私は、高校生委員にそれを強く求めたいと思います。皆さん方はどんどん成長して、すばらしい人間になって、自分の権利をしっかり行使して、自分のためだけではなくてみんなの役に立つ、そういう人になっていていただければなと思っております。

話したいことはもっとあるのですが、この辺で私なりの感想を終わりにしたいと思っております。

最後に、皆さん方には、私の拙い議長役にも関わらず、しっかりついてきてくれたことに感謝を申し上げまして、私の挨拶を終わりにしたいと思っております。

委員の皆様は、子どもの権利委員会委員の職が終わったとしても、それぞれ各面で子どもの権利の視点を持って活躍していただきたいと思っております。

皆さん、本当にどうもありがとうございました。

4. 閉 会

○千葉委員長 以上、第3期子どもの権利委員会を事実上終了することを宣言させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上